別表六の二(五) 「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除 に関する明細書									結業度	:	:	法人名			
特(別語	定 表六の二(四)「	税 3」、「7」若し	額 くは「10」の	控要件のいっ		除規	定 又は連結症		の人が中小	,	用 該当する連	可 結法人である場	·	î	可
試験	注研究 。 (別表六)	費 の 額 の二(五)作		計額	1		円	税額	(7)	$>$ 8 $\frac{9.9}{100} + (($	$(7) - \frac{8}{100}$)×0.3	合 10)	
象試	同上のうち特別試験研究費以外の額の 合計額							控	(7)	\leq 8 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{10})$ $= (0.06未)$	$\frac{3}{00} - (7)$	×0.175	自 11		
資 控	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額 控除の対象とする特別試験研究費の額 の合計額							割合	(5)		0 の 場合の	場 場 控 除 割 増 :	合 12	2 0	. 085
額 の 合								の		((9) - (0.1を超	- <u>10</u>)× える場合		13	3	
計額控の計算	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3)				4			算	(12))	×(13) (小数点以	(12))+((10)、(11)又	14	Ŀ	
瀬 (名	比較 試験 研究費の合 試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合 (各連結法人の別表六の二(七)計) 11 11 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15														
究増費割	減 試	験 研 (1) — (5		の額	6			期税額基		((9) (小数点以 ⁻ (0.1を超		鵲切捨て)	17	,	
合め増計算	減 試	験 研 (6) (5)	究 費	割合	7		III	準額の計算	当	期 税 (16)×((0.:	額 25又は0.		額 18	3	円
	各連結法人(上 金 額 の 合 (の別表六の二(七)「			8		円	当	期 ((1	税 額5)と(18)の	控 除		額 19)	
費割合試	5 験 7	研 究	費	割 合				調		前 連 結 税 (別表六の□		過 構 成 彩の①」)	類 20		
の計算		(1) (8)			9			法	人) 特 別 -(20)	」 控 除 %	類 21		